

「美し国づくり景観大賞」 応募申請書

平成29年2月17日

1. 応募名

(フリガナ)	イタバシク カガノマチツクリ
応募名	板橋区 加賀のまちづくり

2. 応募者※連名による応募の場合は、主たる応募者をご記入下さい。

(フリガナ)	カガマチツクリキョウギカイ		
団体名	加賀まちづくり協議会		
代表者名	(役職名) 加賀まちづくり協議会会長	(氏名) 中川 とき子	
所在地	(都道府県名) 東京都	(市郡区名) 板橋区	(町村区名) 加賀一・二丁目
団体の種別	<input type="checkbox"/> 地方公共団体、 <input checked="" type="checkbox"/> 市民団体、 <input type="checkbox"/> NPO法人、 <input type="checkbox"/> 景観づくり組織、 <input type="checkbox"/> 公益法人、 <input type="checkbox"/> 民間企業、 <input type="checkbox"/> 民間企業団体、 <input type="checkbox"/> 学校、 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※該当する団体種別に <input checked="" type="checkbox"/> して下さい。		

3. 推薦者 ※地方公共団体などの公的な機関から推薦を受けている場合にご記入下さい。

(フリガナ)	イタバシク		
団体名	板橋区		
代表者名	(役職名) 区長	(氏名) 坂本 健	
所在地	(都道府県名) 東京都	(市郡区名) 板橋区	(町村区名) 板橋二丁目 66 番 1 号

4. 応募担当者連絡先

(フリガナ)	カガマチツクリキョウギカイ		
応募者名	加賀まちづくり協議会		
担当者氏名	(担当者部署名) 事務局長	(氏名) 前川 裕介	
担当者連絡先	住所 : 〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 (CTI 防災室内) 電話 : 03-5695-1847 FAX : 03-5695-1876 E-mail : maekawa@ctie.co.jp		

(注) : 応募の事務を執る方のうち、電話・電子メール等による連絡が常時可能な方で、応募者の方々との連絡役に相応しい方を担当者代表としてご記入ください。

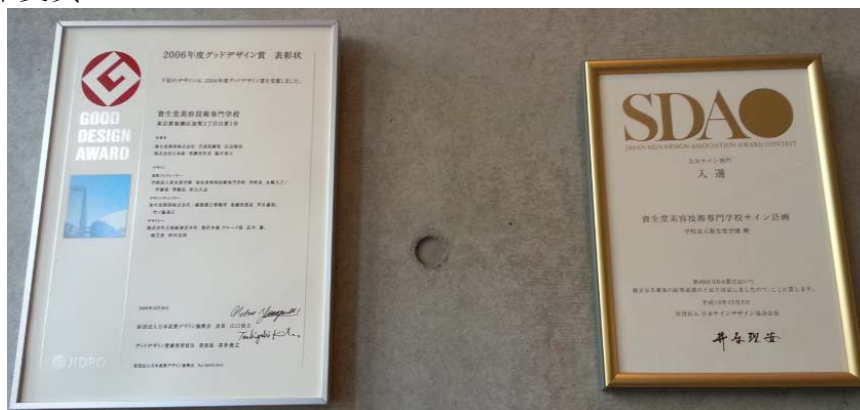
5. 受賞歴

- 第14回「公共の色彩賞」
 - ・公共の色彩を考える会主催・朝日新聞等後援
 - ・「公共の色彩賞」
 - ・1998年受賞

※その他

1) 協議会会員（資生堂美容技術専門学校）の受賞（協議会計画協議対象施設）として、

- 2006年度「グッドデザイン賞」
 - ・日本産業デザイン振興会
 - ・2006年度「グッドデザイン賞」
 - ・2006年受賞
- 第40回・SDA賞
 - ・社団法人日本サインデザイン協会
 - ・第40回・SDA賞
 - 公共サイン部門・入選「資生堂美容技術専門学校サイン計画」
 - ・2006年受賞



2) 協議会のまちづくり活動への表彰として、

- 平成20年度・東京都知事 感謝状
 - ・東京都・都知事
 - ・「魅力あるまちづくり」の推進・貢献への感謝状
 - ・2008年受賞



景観の創生、再生の取組み状況に関する調書

1. 景観の創生、再生の取組み状況

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元企業・地元住民・開発事業者・行政・関係機関が連携したまちづくりと景観形成の取組
<p>地域の概況</p>	<p>[江戸時代～戦中～近年の土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加賀前田藩下屋敷跡（江戸時代）に、陸軍兵器工場（昭和前期）が立地し、戦後には大規模研究開発施設や事業所が立地、その後、バブル崩壊やデフレの進行に伴い、事業所の郊外移転が続き、大規模事業所跡地には大規模マンションが立地する等、土地利用転換（平成以降）の歴史がある。 <div data-bbox="448 645 1374 1339" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 加賀前田藩下屋敷（江戸時代）</p> <div data-bbox="448 1429 1374 2011" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 陸軍兵器工場としての土地利用（昭和初期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加賀前田藩下屋敷跡や兵器工場跡については、当地区内に史跡が残されており、地名や施設名称にも江戸時代からの歴史の名残が残るなど、戦前戦中以降のめまぐるしい

<p>範 囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都板橋区加賀一・二丁目地区内
<p>規 模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 48.2ha
<p>開 始 時 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の「加賀まちづくり協議会」発足時・平成7年6月から活動 ※なお、協議会の前身となる「加賀まちづくり懇談会」は平成4年8月から、「加賀まちづくり検討会」は平成5年11月から活動を始動し、平成7年6月に「加賀まちづくり協議会」として改組・設立した。
<p>実 施 期 間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成7年～平成29年（現在、取組継続中）の21箇年 ※なお、協議会の前身となる「加賀まちづくり懇談会」からは24箇年、「加賀まちづくり検討会」からは、23カ年となる。
<p>経 緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動主体となる「加賀まちづくり協議会」は、住民・企業主体の継続的取組を行っており、協議対象施設・分野の範囲が、地区内のまちづくり計画や公共公益施設整備から民間大規模開発、地域内のエリアマネジメントに至るまで幅広く、すべて自主運営で賄うという特徴を有する。 <div data-bbox="483 663 1342 1189" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="424 1193 1394 1263">写真 地元住民・企業、行政（各担当課）、開発事業者が一同に会し、協議会開催時間の中で、まちづくりの協力事項について合意・調整を行う</p> <div data-bbox="445 1267 1378 1608" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="459 1612 1362 1641">写真 加賀藩18代目藩主前田利祐氏にも協議会にご参加いただいた</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単なる景観形成や緑の保全を目的としているのではなく、まちづくりに係る関連計画の立案や行政・開発事業者等との個別協議調整、地域内の安全対策等、総合的なテーマで地元協議を行っている。 ● 特に、任意のまちづくり計画には示されているが、地区計画や景観計画では具体的に定められていない事項など、行政では指導しきれない計画・設計事項について、協議会から民間開発事業者への提案を行うことにより、民間敷地内の公共的空間の確保や自主管理体制等、任意の整備・保全が実現している。

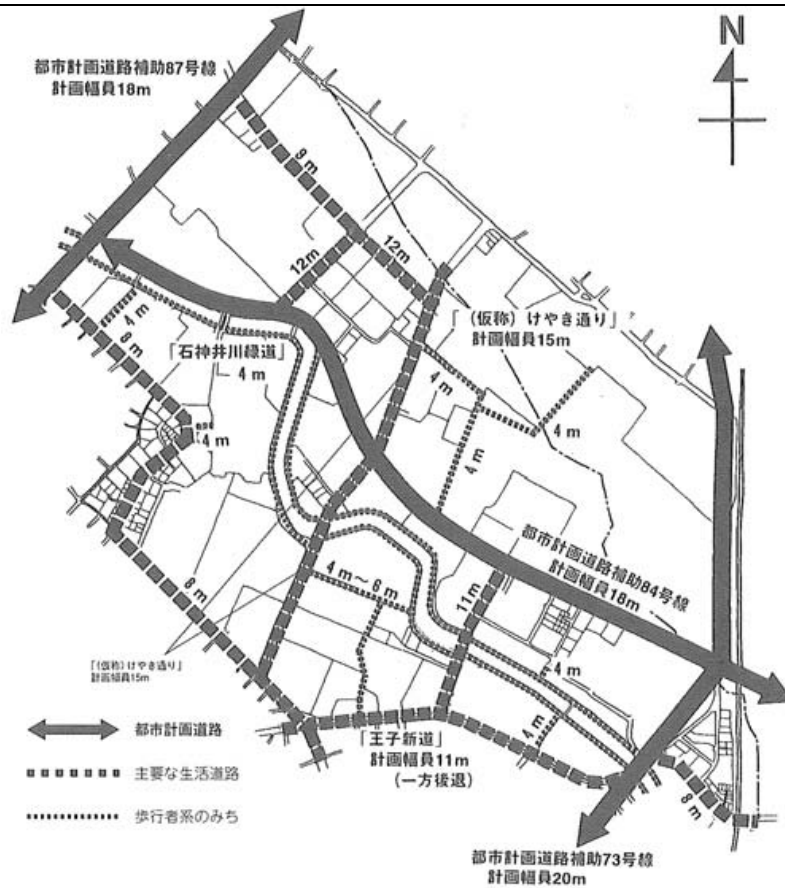


図 まちづくり計画（平成9年）における歩行者ネットワークづくりの立案



写真 任意のまちづくり計画に位置づけられた歩行者ネットワークの実現
（開発事業者の協力により整備した自主管理通路）

- 取組成果は、まちづくりニュース・まちづくり記念誌・フォトブックの作成・自費出版等で継続的に地域内へ周知している。
- 地域主体のまちづくりの活動に関する実績については、都知事賞や区長賞等で評価されており、成果となる整備内容（空間デザイン）の評価等については、協議会としてこれまで一切しておらず、地元協議による公園整備に係る受賞及び協議会会員施設の建替協議施設の受賞といった外部評価のみである。

- 地区の景観形成に関連する主な計画は、「加賀まちづくり計画（平成 9 年）」、「加賀一・二丁目地区・地区計画（平成 14 年）」、「景観形成重点地区・加賀一・二丁目地区（平成 26 年）」があげられる。

[まちづくり計画の策定]

- 「加賀まちづくり計画（平成 9 年 3 月）」は、地元発意の任意のまちづくり計画として、板橋区長へ提案を行ったものである。
- 加賀まちづくり計画に記載されたまちづくりの方針「10の大枠」には、「みどりづくり」、「公園・ひろばづくり」、「水を生かしたまちづくり」、「道づくり」、「住まいづくり」、「歴史活かしたまちづくり」等、水と緑の自然環境や歴史資源の保全、公共・民間施設の空間整備など、景観形成に係る方針を明示している。

「3つのまちづくりの目標」と「まちづくりの10の大枠」
・・・まちづくり通信10号「まちづくり計画案」より

■3つのまちづくりの目標

- 1 歴史や自然を大切にすまち**
 加賀固有の歴史を活かし、水や緑・動植物のとのふれあいを大切にし、人間・自然・都市の調和を考えるまちとしていく
- 2 共に暮らせるまち**
 加賀は、様々な人が住み、学び、働き、訪れるまちである。こうした加賀の特性を受け継ぎ、誰にでも優しく暮らしやすい豊かな都市環境を築いていく
- 3 都市文化をつくり出すまち**
 出会いと交流の場や施設を配置することによってまちの活性化を図り、芸術から生活文化・産業文化まで、新しい都市文化を生み出していけるようなまちとしていく

■まちづくりの10の大枠











- ① みどりづくり**
 今ある緑を守りつつさらに緑を増やしていく 
- ② 公園・ひろばづくり**
 地域に親しまれ、魅力的な広場や公園をつくっていきます 
- ③ 水を活かしたまちづくり**
 雨との付き合いを考え、より親しみのある魅力的な石神井川にしてい 
- ④ 道づくり**
 こども、お年寄り、車椅子の方など、誰もが安心して歩ける道づくり 
- ⑤ 住まいづくり**
 若者世帯から高齢者世帯まで、様々な人が住める良好な住宅を整備していく 
- ⑥ 職住の調和のとれたまちづくり**
 研究・産業地としての歴史を活かし、職住のバランスのとれたまちづくりをめざしていく 
- ⑦ 歴史を活かしたまちづくり**
 加賀という地名や現在残されている歴史的資産を保全・活用していく 
- ⑧ 多様な交流の機会や場づくり**
 加賀に生活する様々な人や法人が協力してまちづくりを進めるために、出会い交流する機会や場を設ける 
- ⑨ 災害に強いまちづくり**
 住んでいる人が安心して暮らせるように、火災や地震などの災害に強いまちをめざしていく 
- ⑩ 誰にでもやさしいまちづくり**
 子どもからお年寄りまで、誰もが不自由を感じることのないまちづくり 

図 加賀まちづくり計画に記載されたまちづくりの方針「10の大枠」

景観法等
の
適用状況

[地区計画の策定]

- 都市計画法に基づく加賀一・二丁目地区・地区計画の策定（平成14年3月都市計画決定）により、外観デザインや緑化推進、歩道状空地・建物の壁面位置の指定による沿道空間の積極的確保、建物高さ制限等による景観に関する事項を規定している。（一般型の地区計画）

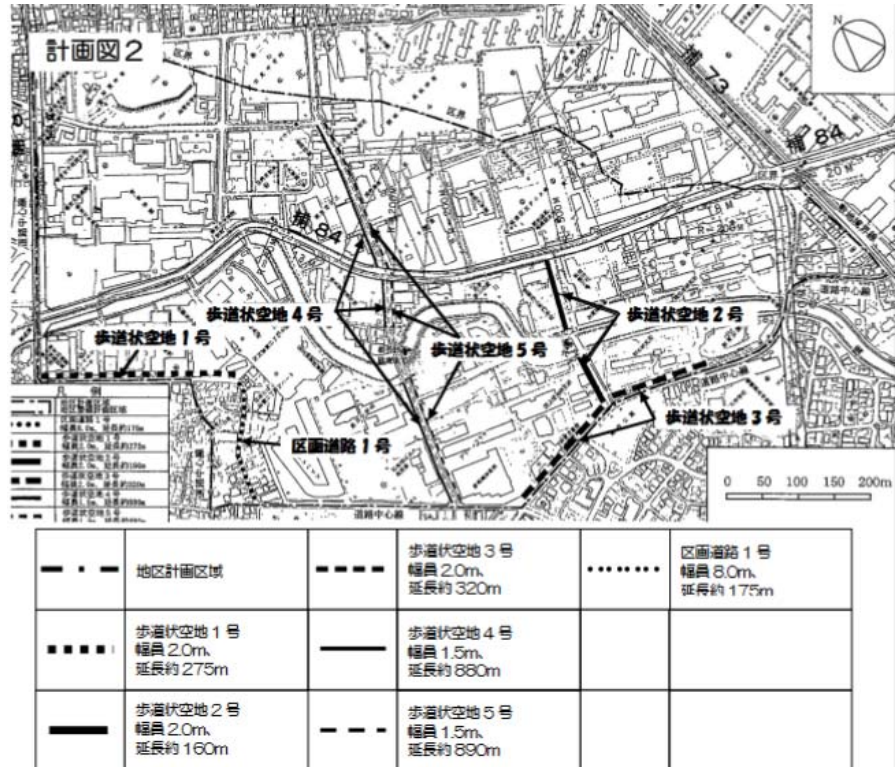


図 加賀一・二丁目地区・地区計画における沿道空間の確保（地区施設の位置づけ）



写真 地区施設の位置づけ・壁面位置の制限と併せ、沿道の緑の保全が実現した「けやき通り」の街並形成

[景観計画の策定]

- 地元発意により作成された「加賀一・二丁目地区・景観まちづくり指針」が区へ提案され、板橋区景観計画の変更に伴い「景観形成重点地区・加賀一・二丁目地区」が指定された。(平成26年1月)
- なお、板橋区景観計画では、区全域を景観計画区域とし、「一般地域」と「景観形成重点地区」の2つの区域に区分している。景観形成重点地区には、行政提案型の「板橋崖線軸地区」と「石神井川軸地区」、住民主導型の「加賀一・二丁目地区」と「常盤台一丁目・二丁目地区」があり、「加賀一・二丁目地区」と「石神井川軸地区」の区域は一部重複している。



図 景観形成重点地区の位置図

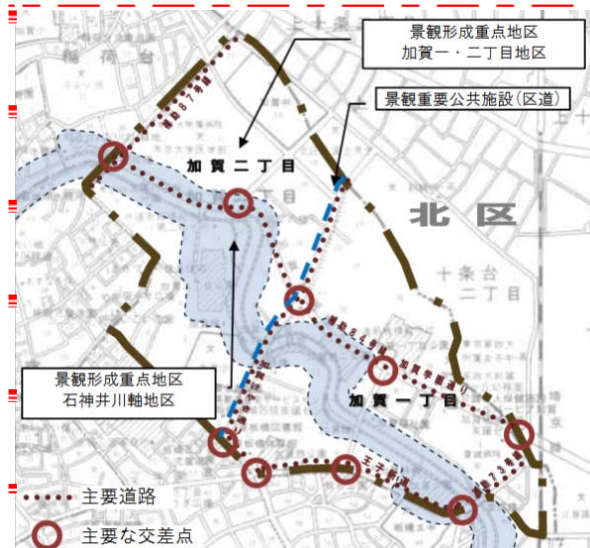


図 景観形成重点地区・加賀一・二丁目地区の区域図

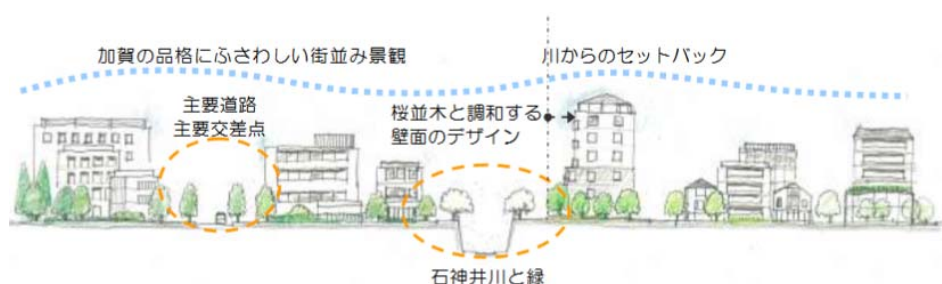


図 加賀一・二丁目地区及び石神井川軸地区の景観形成(断面)イメージ

2. 景観の創生、再生の取組み前の景観状況

[取組前の景観状況]

- 協議会の前身となる加賀まちづくり懇談会開催時（平成4年頃）の加賀一・二丁目地区内は、主に大規模な研究開発施設や中規模の工場が立地し、大学や医療福祉施設においても、改修が必要な建物が建て詰まる等、大規模な敷地内であるにも関わらず、道路ネットワークが脆弱で、敷地内には手入れの行き届かない樹木が残されるなど、沿道からの見通しも悪く、交通安全、景観、防犯環境設計のいずれにおいても、良好な環境とはいえない現状であった。
- しかし、各研究所、工場敷地内には、立派な樹木等の自然資源の他、戦前からの兵器工場に使用された建物・設備や研究所の展示品の品々、さらには、ノーベル物理学賞受賞湯川博士の理化学研究室が残されている等、隠れた歴史的資源も残されていた。

[バブル崩壊以降の土地利用動向とまちづくり協議の始動]

- 平成3年のバブル崩壊により、これらの大規模敷地に立地していた企業の郊外移転や事業所の統廃合等の話題が相次ぎ、当地区内においても工場・研究機関の移転に伴う大規模マンションの立地動向が見られた。なお、加賀一二丁目地区の大規模敷地の多くは準工業地域・容積率300%に指定されているため、容積率をすべて消化した大規模マンション開発が可能であった。
- そこで、行政と地元（住民や操業継続意向のある企業）が連携し、任意のまちづくり計画の立案、さらには、将来的な法定計画策定（当時は地区計画策定）を目指した協議体制を構築した。（加賀まちづくり懇談会・加賀まちづくり検討会の開催）
- 特に、加賀一・二丁目地区のような広域な地区（約48.2ha）においては、一般型の地区計画を策定するには、地元合意に十分な時間を要することから、地区の総合計画となる任意のまちづくり計画の検討・合意・立案を当面の目標とした。



写真 検討会におけるまち歩き実施（平成6年：左）
協議会から区長へのまちづくり計画案の提案（平成9年：右）

- 任意のまちづくり計画の先行的な検討・提案により、転出意向のある事業所との協議において、よりよい景観形成や緑環境の保全、さらには、公共的空間整備に資する検討・合意が行われ、個別の民間開発により、景観の創生、再生の取組が始められるようになった。



写真 敷地内の樹木配置・緑化計画に係る開発事業者と協議会会員との協議風景
（地区計画・景観計画で明文化されていない任意の協力事項（緑の保存・樹種・配置）を協議）

【写真①】

取組み開始前の景観の状況がわかる写真を画像データで貼り付けてください。



写真 地区中心部（けやき通り沿道）の工場の立地・集積状況
（平成4年：加賀まちづくり懇談会開催当時）



写真 取組始動時のまち歩きと街並みの様子（平成6年：加賀まちづくり検討会開催当時）
（平均約0.5ha～1haの大規模敷地に、多様な工場と研究所機関が立地）

協議会の前身となる懇談会・検討会活動時期（平成4～6年頃）の工場等の集積・立地状況

3. 景観の創生、再生の取組みによる現在の景観状況

[1：回遊性のある安全で快適なみちづくりの実現]

- 歩行者ネットワーク整備を目指した「生活道路網整備計画案（平成8年検討）」と壁面位置の制限や歩道状空地整備を位置づけた「地区計画」を踏まえ、各個別開発協議の成果として、敷地内通路のネットワーク化や、歩行者空間全般のゆとり空間を創出し、沿道の緑の保全（既存樹木の保全・移設・代替樹木の確保等）も積極的に行われた。
- 公共施設管理者との連携に係る協議も積極的に行い、既存の公園と民地内通路とのネットワーク化や、総合設計による大学病院建替時に、都市計画道路（補助幹線道路：区道）の事業化を見据えた、沿道や敷地内のモール整備を提案し、実現に至った。（都市計画道路は、現在事業中）
- 沿道樹木の保全や緑空間の創出にあたっては、歩道状空地の安全対策として、防犯環境設計、交通事故の発生抑止、木陰空間の創出などに留意した断面構造を検討するなど、長期的な維持管理の視点から提案を行った。
- これらの取組により、「回遊性のある安全で快適なみちづくり」が実現した。

[2：街並みと調和した建物づくりの実現]

- 学校、研究施設、医療福祉施設、大規模マンション、事業所ビル等の多様な土地利用がある当地区内において、再整備・新規立地計画が立ち上がると、地区計画の都市計画決定前から、地区整備計画の想定案の遵守と、街並みに配慮した建築物の配置・高さ・壁面位置・色彩等の概観・敷地内の緑化方法についても、施主・開発事業者・地域住民企業・行政が計画協議と合意調整を行った。
- 特に学校、事業所等においては、企業サインやイメージカラーの表現など、景観計画においても、具体的に定めることができないため、壁面・工作物等の色彩・色調や、壁面へのロゴ表示など、試案段階から地元協議を行い、さらに敷地内の緑化空間とのバランスも踏まえた景観デザインについて協議を行った。
- これらの取組により、「街並みと調和した建物づくり」が実現した。

[3：ゆとりと潤いのあるひろばづくりの実現]

- 大規模開発時においては、地区計画や景観計画や大規模開発始動要綱等では誘導しきれない、オープンスペースや歩行者空間等の更なる公共的空間の整備、樹木の保全、史跡等の整備等も開発事業者の協力により、数多く整備された。
- また、提供公園等の施設内の史跡や緑の配置等についても詳細に協議し、従前の土地利用の面影を残すモニュメントのデザイン等も行い、新たな地域資源を創出している。
- ひろばづくりにおいても、各広場・公園・緑地ごとのテーマが設定されている。地区内の夜間の暗がりが多い時期の開発計画では「ひかりの広場」を、レンガ造の趣のある工場が移転・廃業が続いた時期の開発には「レンガパーク」を、国立の研究機関（極地研究所）が移転する際には、「南極の石展示」のある公園を提案し、整備が実現され「地区の歴史を『美しく残す』」再生の取組が行われている。
- これらの取組により、「ゆとりと潤いのあるひろばづくり」が実現した。

[4：安全で安心な施設づくりの実現]

- 加賀のまちづくりの取組は、景観形成だけではなく、日常からの安全で安心な空間づくりにも十分配慮されている。
- 災害拠点病院の再整備に伴う広場整備では、日常の広場利用の自由度を高め、地域の避難場所機能や重傷者のトリアージスペースも確保するなど、平時と災害時の利用目的、さらには、地区内外のオープンスペース利用についても協議を行った。
- その他、提供公園や通路整備においても、周辺からの監視性や領域性の確保等、防犯環境設計の視点を取り入れ、さらには、交差点部の見通し確保等、交通安全の視点も取り入れ、子どもがより安心して利用できる空感づくりを提案した。
- これらの取組により、「安全で安心な施設づくり」が実現した。

[5：よりよい公共施設の保全・改修の実現]

- 通常行われる公共施設の維持管理・改修工事では、地区全体の景観への配慮や周辺施設との整備連携を図ることが難しいため、地区内の維持管理・改修工事实施時においては、公共施設管理者との協議の他、現場での設計上の留意点を確認し、整備後の維持管理運営手法も含めた提案を行った。これにより、河川空間の小段広場、沿川緑道空間、橋梁デザイン等を含む、地区内の多様な景観資源を楽しむことができる回遊性のある歩行者ネットワークが整備実現した。
- これらの取組により、「よりよい公共施設の保全・改修」が実現した。

【写真②】 現在の景観の状況がわかる写真を画像データで貼り付けてください。

[1：回遊性のある安全で快適なみちづくりの実現]



写真 1-1 自主管理通路と公園とのネットワーク化

写真 1-2 石神井川緑道に続く自主管理通路



写真 1-3 大学病院改築に伴う都市計画道路の拡幅（左）

大学病院敷地内のモール整備（右）



写真 1-4 要配慮者施設前の安全な歩道状空地整備

写真 1-5 自主管理通路のネットワーク化



写真 1-6 壁面後退部と歩道状空地との一体的整備（左：地区計画地区施設・右：総合設計制度）

[2 : 街並みと調和した建物づくりの実現]



写真 2-1 景観計画に基づく壁面と緑の色彩デザイン 写真 2-2 石神井川緑道からの街並みづくり



写真 2-3 街並みに配慮した事業所看板・ロゴデザイン 写真 2-4 専門学校敷地内における並木道の整備

[3 : ゆとりと潤いのあるひろばづくりの実現]



写真 3-1 工場跡の面影を残す「レンガパーク」

写真 3-2 夜の賑わいを創出する「光の広場」



写真 3-3 石神井川緑道と一体整備された緑の広場

[4 : 安全で安心な施設づくりの実現]



写真 4-1 避難場所・トリアージスペースとなる公開空地整備 (左) 工事期間中の交通安全対策 (右)



写真 4-2 提供公園周りの見通し確保



写真 4-3 既設公園と敷地内通路との監視性確保

[5 : よりよい公共施設の保全・改修の実現]



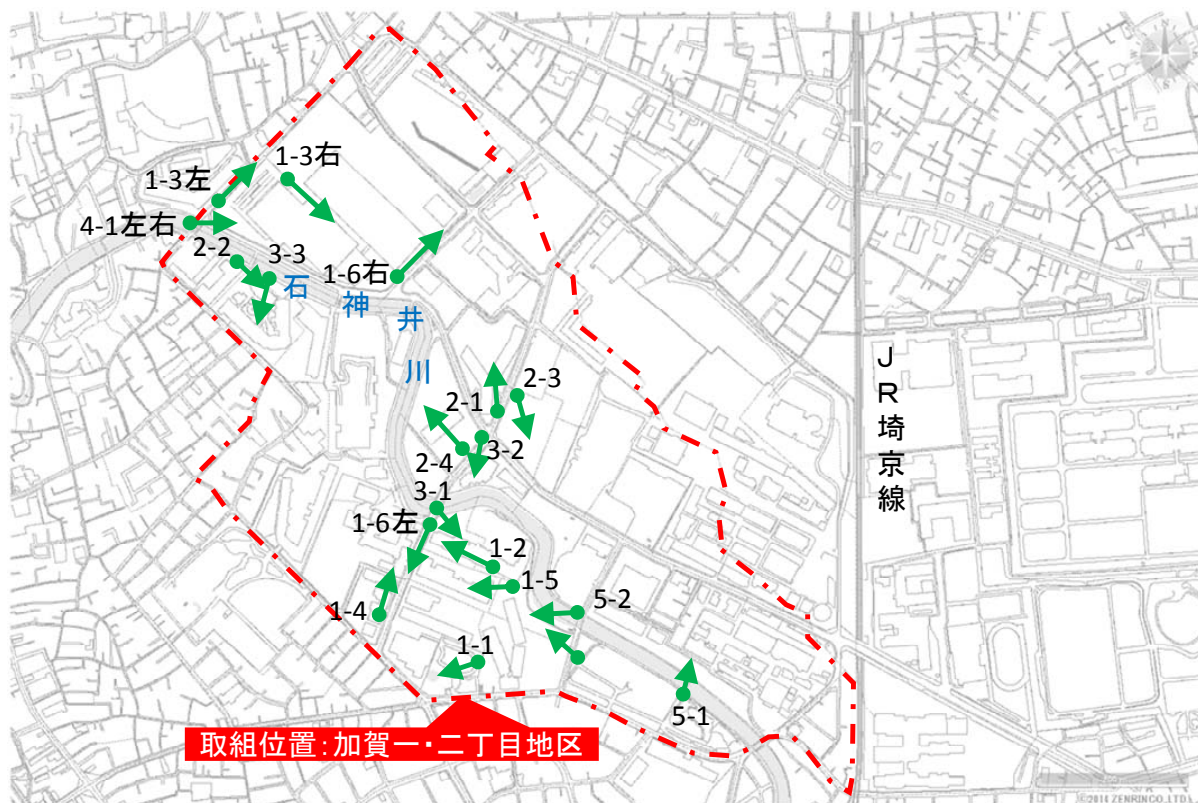
写真 5-1 石神井川の各橋梁の改修と色彩デザイン



写真 5-2 護岸改修に併せた花見広場の整備

水と緑の潤いある空間づくりを目指し、民間開発の公共的空間整備と公共施設改修を段階的かつ一体的に実施

4. 取組み地域の位置図及び写真②の撮影位置・方向



図：加賀一・二丁目地区位置図

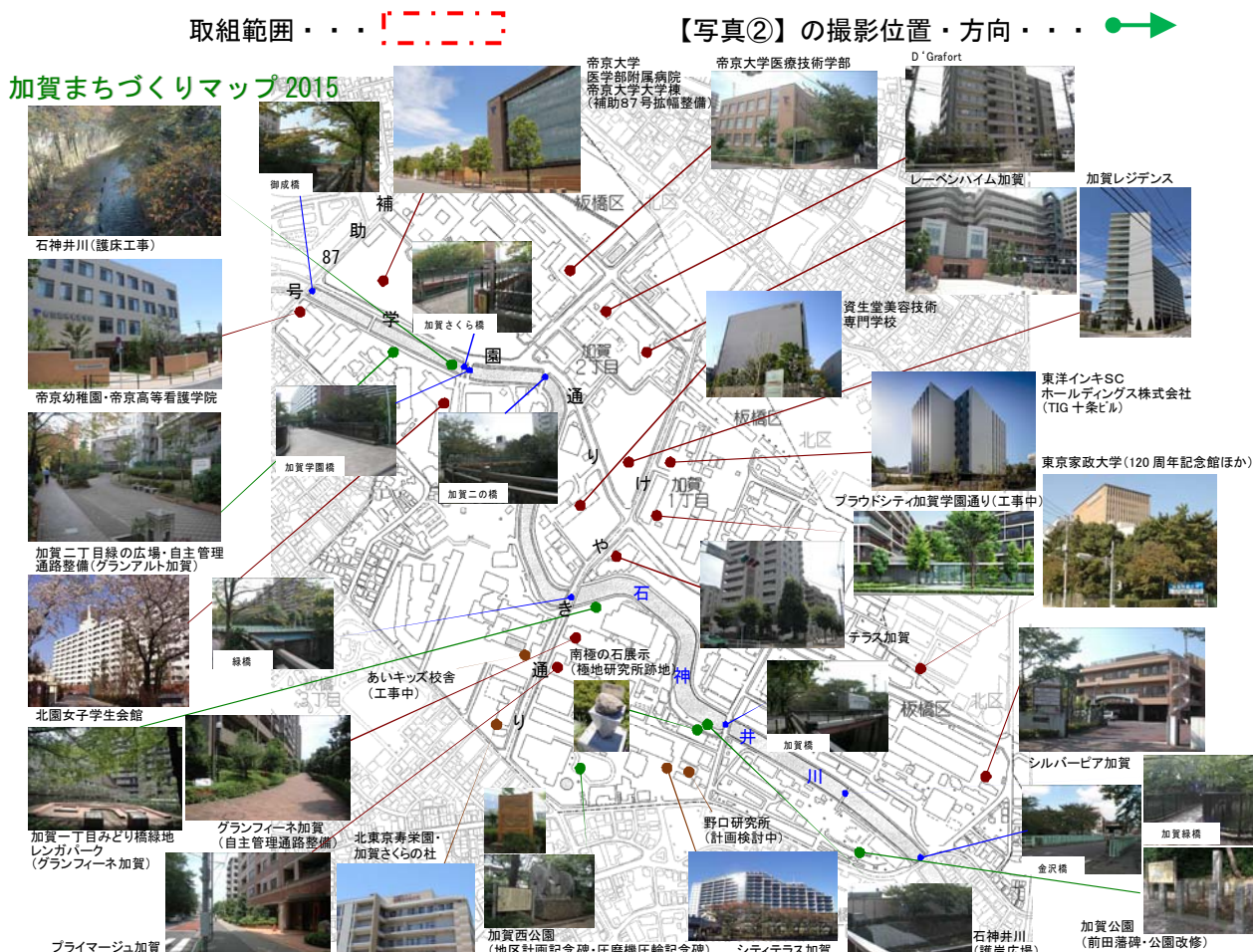


図 加賀一・二丁目地区内の道路・橋梁・河川・建物の位置(加賀まちづくりマップ2015より)

5. ビフォー・アフターに見る景観向上の成果のアピール点

[法定計画の基準・手続きに依存しない、まちづくりの貢献に係る協議結果の実現]

指導要綱レベルの説明会や地区計画及び景観計画の制限・誘導基準に依存せず、公共施設整備及び民間開発に対して、個別の計画・設計上の工夫や、地区全体の景観資源の位置づけを協議会にて十分検討し、さらには、総合的なまちづくりの視点から、安全性や維持管理上の課題も併せて解決する整備手法が採用されたこと。

これらの協議における説明者側となる公共施設管理者及び民間開発事業者等においても、俯瞰的な意見調整ができ、結果的に付加価値の高い施設整備が実現できたことについて、公共施設管理者及び民間開発事業者から評価を得ていること。

6. 景観の創生、再生の取組みの特色・工夫

[地域の特色や個性の活用]

- 地区内の建替・改修・土地利用等の動向は、以下3パターンに分類できる。
 - 1) 事業継続を前提とする企業・大学・研究機関・福祉施設の建替
 - 2) 工場移転に伴う大規模マンションの立地
 - 3) 公共公益施設の改修・修繕
- これらのいずれのパターンにおいても、1)については、「建替を行う事業主体の理解」、2)については、「従前工場所有者から新規土地取得開発事業者への申し送り徹底」、3)「公共施設管理者による説明・意見交換会の開催」等を通じ、まちづくりへの貢献を目的としたさまざまな協力要請事項の一つとして、「緑の保全」や「景観形成」が含まれていたことにより、景観向上の取組みが実現した。

[取組みの継続性を維持するための工夫等]

- 加賀まちづくり協議会が、行政（各公共施設管理者含む）、地域の住民・企業、開発事業者との意見調整を行う非営利・手弁当の「中間組織」として、加賀全体のまちづくりに資する技術提案や計画調整機能を担ってきたこと、さらにその実績が目に見える形で、地区内の景観形成や、より安全が確保された空間整備を通じて、地域内で評価されてきたことにある。
- 加賀まちづくり協議会の参加は、地区内に住まい・働く方だけでなく、加賀のまちづくりに協力する支援専門家や行政職員を含め、広く門戸が開かれている。たとえ、開催日の参加が困難でも、まちづくりニュースや記念誌等の地区内配布などにより、取組成果も地区内で共有されており、参加案内もML登録や行政窓口への問い合わせで次回開催予定がわかる仕組みづくりを行っている。

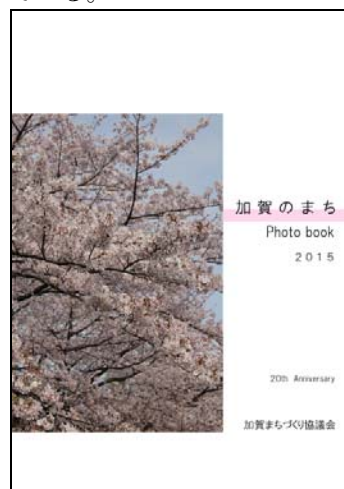
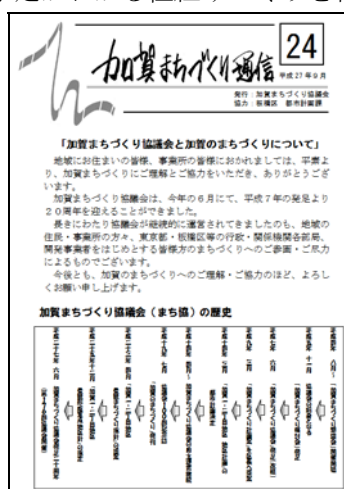
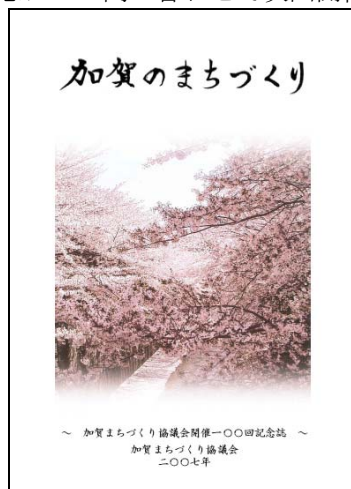


写真 100 回開催記念誌(左)・まちづくり通信(中)・20 周年フォトブック(右)の作成・発行・地区内配布

- このような協議の場を長年継続してきたこと、さらには、個益の近隣対策ではなく、共益・公益に近い議論を必ず優先することで、地区内の住民・企業だけでなく、行政・公共施設管理者及び開発事業者からも、地元との意見交換の窓口として参加を希望する問い合わせが後を絶たない状況にある。
- また、大規模マンション開発に併せて、新規住民への協議会参加案内の依頼も開発事業者を経由して随時行っているため、新旧の住民が共存する会員構成となっている。
- さらに、協議会会員も地元自治会組織の役員を兼ね、自治会イベントにも協議会会員が参加し、協議会イベントにも、自治会員が参加するなど、既存の組織の枠にこだわらない、「加賀のまち」全体のプラットフォームとしての機能を有している。

【写真③】

取組みの特色・工夫がわかる写真を画像データで貼り付けてください。



写真 協議会での事業者・設計者による説明と意見交換結果は、その場で議事録作成

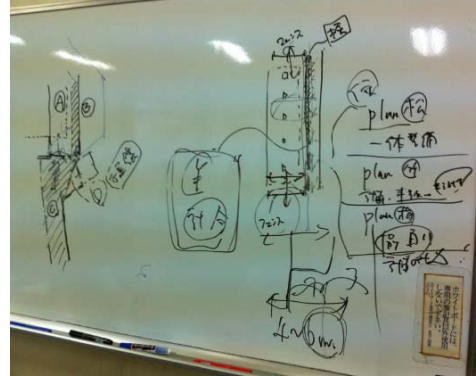
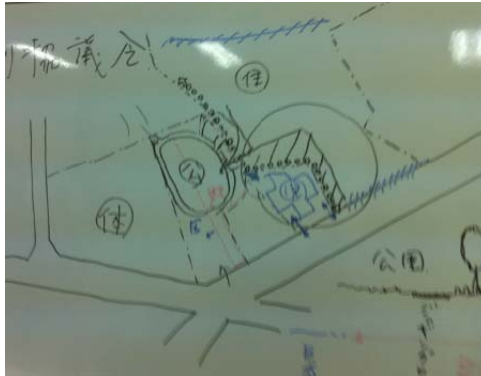


写真 意見を踏まえ、その場でホワイトボードにて調整課題箇所を図示し、整備イメージを整理



写真 協議会の場を活用した地域参加の景観計画検討ワークショップの開催



写真 提供公園への新たな記念碑整備(南極の石の寄贈:左・展示:右)に協力いただいた関係機関及び事業者を招いてお披露目会を開催(板橋区・坂本区長もご出席)

協議会は地域内の誰もが参加でき、過去参加・支援・協力いただいた方にも積極的に参加いただいている。

7. 景観の創生、再生の取組みによる波及効果

[地域(住民)活動の活性化]

- 協議会における協議対象は、主に大規模指導要綱レベルの開発・工事案件を扱ってきたが、景観計画提案に伴い、小さな補改修等における説明・報告や景観形成に資する配慮事項の計画説明が、より積極的に行われるようになったこと。

[地域の誇りの向上や産業活性化]

- 加賀地区内での事業継続を望む地元企業等が積極的にまちづくり協議会へ参加継続いただけるようになったことや、施設内に歴史的資源を有する施設管理者・地域住民・行政が連携し、見学会等の開催協力・話題提供をいただけるようになったこと。

[周辺への波及効果等の地域の活性化への寄与状況]

- 避難場所（協議会で計画検討を行った公開空地）の整備や災害時の地区内外における傷病者・要配慮者対応についても話題が広がり、地区内の事業所や地区内福祉施設での防災訓練（自治会企画実施）への参加や災害時要配慮者対策の講演会参加等の取り組みが行われるようになったこと。

【写真④】

地域活性化への寄与状況がわかる写真を画像データで貼り付けてください。



（上：コンビニエンスストア立地時における色彩の配慮と緑道沿いポケットパーク整備協力



（下：空き学校舎の改修・用途転用時の景観の配慮・工夫<屋外階段のみのイメージカラー採用>）
写真 小規模な計画・補改修工事等における景観形成に資する配慮



写真 緑道・公園・橋梁・河川施設における花見スペースの計画提案により
改修整備後、春には桜の名所として地区外からの来街者が年々増加



写真 美容専門学校学園祭では、学生家族・地域内外から多くの来訪者が見られる



写真 大学・大学病院の建替と公共施設整備や公共交通の見直しにより、来街者の受入環境も改善
地区内の景観形成の取組から、地区外からの来街者を想定した新たなまちづくりに係る取組展開

8. 今後の取組み

- 地区内の新規開発・整備については、研究所施設跡地の史跡整備が実現すれば、ひと段落落ち着くが、今後は、大規模マンション等の修繕計画等が順次進められることとなる。
- また、石神井川緑道空間や新築時に設置された樹木の生育に伴い、緑の維持管理状況や歩道状空地等の段差発生等、歩行者空間の安全性確保に関する新たな課題の発生も想定される。
- 今後は、景観の維持や、新たな観光・歴史資源が増えること、要配慮者施設の利用ニーズの高まりに伴う地区外からの来街者受入時の対応策等、新たなエリアマネジメントの取組や活動展開が必要となる。



写真 観光・歴史資源や評価され、集客性が高まるとともに、公共トイレや駐輪場不足等の受け皿不足等の新たな対応課題を検討していく必要がある

9. 応募者の役割

※連名による応募の場合は、主たる応募者についてご記入下さい。

団体名	加賀まちづくり協議会
役割	<p>[活動目的と位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いわゆる景観に係る協議のための協議団体・組織ではなく、地区内の住民・企業等の参加による任意の「まちづくり」の組織である。 ● そのため、公共施設の整備改修や民間開発時、協議会において景観に関する議題が出た場合においても、景観形成や整備に伴う防犯・交通安全等の安全面の裏づけや、整備後の維持管理面の課題などが主な協議の対象となる。 ● 言い換えれば、単に景観の良し悪しではなく、安全性の確保・環境教育への貢献・整備維持管理負担の合理性（一体的かつ段階的整備の提案）・地域資源としての評価等、更なる付加価値を伴うことを前提に景観形成を図ることとしている。 ● このことから、協議会活動から20年以上経過した現在でも、最上位計画は、「加賀まちづくり計画（平成9年）」であり、地区の総合計画として位置づけている。 <p>[協議運営・体制等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協議会組織は、地元企業・地元住民・当該地区に関わった行政担当者・ボランティア支援専門家の約60名で構成されている。 ● 参加費用及び登録等の会費は一切なく、記念誌等の出版物発行（100回開催記念誌、20周年記念誌）のために企業による協賛寄付（21年間で2回）を募ったのみである。

- 各種計画策定や公共施設整備、公共施設整備を伴う民間大規模開発が継続的に行われたため、会場の確保と問い合わせ窓口は板橋区にて一部ご協力をいただいているが、基本的には、地元手弁当の自主運営を行ってきた。（地区計画素案提案までの区による協議会開催支援は除く）
- 特に、民間開発協議においては、法定計画の整合や許認可手続き、さらには、法令上の近隣対策等は、協議会活動とは並行して行われるため、まちづくり協議会で取り扱う協議事項は、「地区全体のまちづくりに資する計画提案協議」が最優先される。

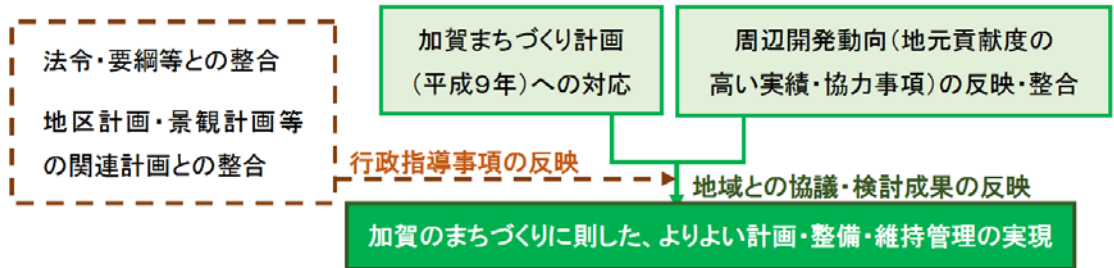


図 加賀まちづくり協議会における地区全体のまちづくりに資する計画協議の反映イメージ
 (「加賀まちづくり通信 24 号」より)

- また、民間開発事業者の立場においても、任意の協力に関する協議事項であるため、公共的空間整備後の維持管理体制に触れる際には、集中的な個別協議（検討部会等）を行い、覚書・協定書等を民間開発事業者と協議会で交わす等、まちづくりの取組成果の継承にも留意した対応を行ってきた。

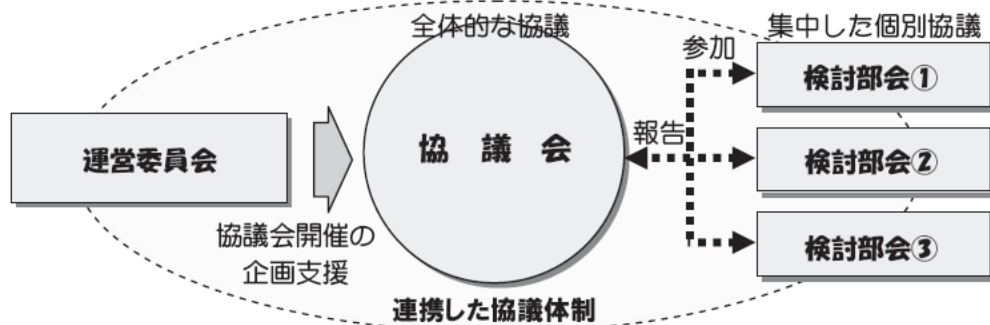


図 集中的な個別協議が必要な場合の協議会の対応イメージ
 (100 回記念誌「加賀のまちづくり」より)

[役割]

- 加賀まちづくり協議会は、公共施設整備及び民間開発といった地区内のすべての施設整備やまちづくりの検討を協議対象としている。
- そのため、協議項目に関係する各主体として、従前の土地建物権利者の意見、地元住民・企業の意見、公共施設管理者側の意見、新たな土地建物取得者（開発事業者）、さらには、整備後の新規住民・企業等にも参加を呼びかけている。
- このように、協議会では、様々な対象施設と多様な関係主体の意見を踏まえ、加賀地区全体のまちづくりに資する優先すべき整備のあり方を協議し、任意の協力・依頼事項として、整備主体にまちづくりへの貢献を呼びかける役割を担っている。
- 結果として、より安全で快適で美しい加賀のまちづくりが実現したことにより、新たな開発が行われる際にも、民間開発事業者が主体的に協議会活動の情報を収集し、協議会への参加を望むといった協議スタイルが確立されるようになった。